

立地適正化計画における都市機能誘導施設（保育園、幼稚園等） の位置付けについて

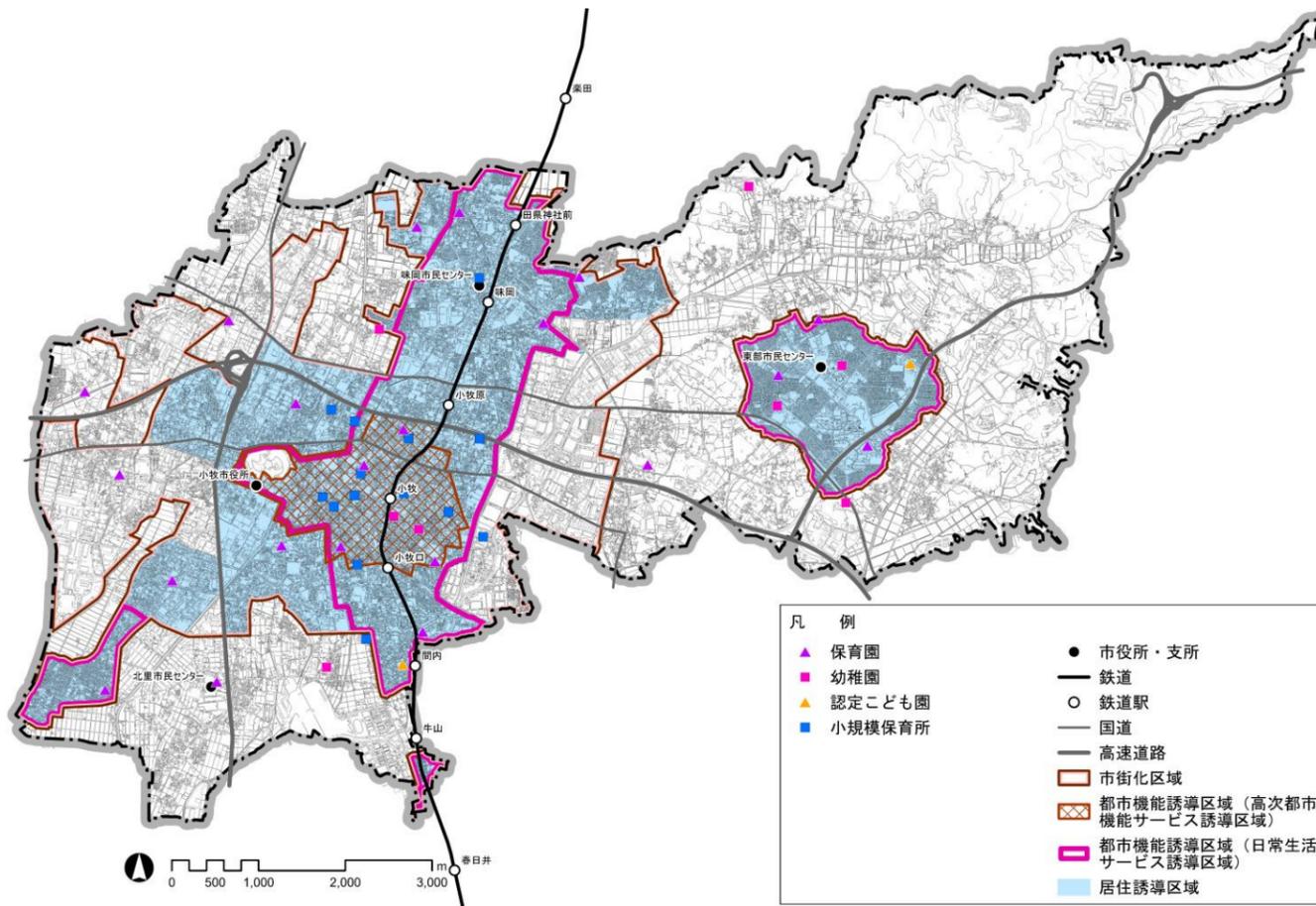
●立地適正化計画とは

居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして、都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する計画です。計画には、居住を誘導する区域として「居住誘導区域」と医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域として「都市機能誘導区域」が設定されます。また、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき誘導施設が設定されます。

●小牧市における保育園、幼稚園等の状況

- ・保育園 21 施設、認定こども園 2 施設、小規模保育事業 17 施設、幼稚園 9 施設が立地しています。
- ・本市における保育園、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園は、居住誘導区域全域に分布しており、49 施設のうち、38 施設が居住誘導区域内に立地しています。
- ・都市計画マスタープランの地域拠点や鉄道沿線の都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）においては、保育園は 11 施設、認定こども園 2 施設、小規模保育事業所 13 施設、幼稚園は 5 施設が立地しており、半数以上が都市機能誘導区域（高次都市サービス誘導区域）内に立地しています。

図 保育園、幼稚園等の立地状況



(出典：市資料)

NO	名称	種別	高次都市サービス誘導区域	日常生活サービス誘導区域	居住誘導区域
1	第二保育園	保育園	●	●	●
2	三ツ渚保育園	保育園			
3	陶保育園	保育園			
4	大山保育園	保育園	●	●	●
5	北里保育園	保育園			
6	岩崎保育園	保育園			●
7	小木保育園	保育園			●
8	三ツ渚北保育園	保育園			
9	さくら保育園	保育園	●	●	●
10	山北保育園	保育園			●
11	本庄保育園	保育園			●
12	藤島保育園	保育園		●	●
13	古雅保育園	保育園		●	●
14	大城保育園	保育園		●	●
15	村中保育園	保育園			
16	味岡保育園	保育園		●	●
17	レイモンド小牧保育園	保育園	●	●	●
18	みなみ保育園	保育園		●	●
19	篠岡保育園	保育園		●	●
20	じょうぶし保育園	保育園			●
21	一色保育園	保育園		●	●
22	旭ヶ丘第二こども園	認定こども園		●	●
23	とやまこども園	認定こども園		●	●
24	小牧市立小規模保育園こすも	小規模保育事業所	●	●	●
25	こぐま・たんぼぼ保育所	小規模保育事業所		●	●
26	すくすく nursery 中央	小規模保育事業所	●	●	●
27	キラッと KIDS サポート託児ルーム	小規模保育事業所	●	●	●
28	あすかキッズステーション	小規模保育事業所			
29	小牧ステーションわかば	小規模保育事業所	●	●	●
30	保育園きつずどるちえ小牧新町園	小規模保育事業所			●
31	あすかちるどれん	小規模保育事業所			
32	すくすく nursery 味岡	小規模保育事業所		●	●
33	味岡キッズ保育園	小規模保育事業所		●	●
34	すくすく nursery 小牧	小規模保育事業所	●	●	●
35	イオン小牧キッズ保育園	小規模保育事業所			
36	保育園きつずどるちえ小牧さくら園	小規模保育事業所	●	●	●
37	スクルドエンジェル保育室こまき園	小規模保育事業所	●	●	●
38	すくすく nursery 小牧 kids	小規模保育事業所	●	●	●
39	保育園きつずどるちえ小牧園	小規模保育事業所	●	●	●
40	つぼみ小規模保育園	小規模保育事業所		●	●
41	第一幼稚園	幼稚園	●	●	●
42	美鳥幼稚園	幼稚園		●	●
43	市之久田幼稚園	幼稚園			
44	名北ゼンヌ幼稚園	幼稚園			
45	小牧幼稚園	幼稚園	●	●	●
46	美鳥第二幼稚園	幼稚園			●
47	太陽幼稚園	幼稚園			
48	あおぞら幼稚園	幼稚園		●	●
49	桃花台ひまわり幼稚園	幼稚園		●	●
合計			15 施設	31 施設	38 施設

●小牧市立地適正化計画における誘導施設について

【高次都市機能サービス誘導区域】

- ・小牧市都市計画マスタープランに位置付けられた中心拠点を、広域的な都市機能を集約する区域として都市機能誘導区域（高次都市サービス誘導区域）に設定してします。
- ・高次都市機能サービス誘導区域において定めた誘導施設は以下のとおりです。
- ・子育て支援機能として、小牧市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる総合的な子育て支援施設を誘導施設に定めていますが、保育園、幼稚園等については明記していません。

●誘導施設(既に立地する施設のうち、集客力が高く、幅広い利用者層が見込まれ、将来の機能更新等に備え維持の必要性が特に高い施設)

- ・医療機能：小牧市民病院
(医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、医療法第4条の1に定める地域医療支援病院)
(小牧市病院事業の設置等に関する条例に定める市民病院)
- ・文化機能：小牧市市民会館（ホール）
(小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例に定める市民会館)
小牧市立図書館
(図書館法第2条第1項に定める図書館)
- ・行政機能：小牧市役所
(地方自治法第244条に定める公の施設)
- ・子育て支援機能：子育て世代包括支援センター
(小牧市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる総合的な子育て支援施設)

なお、機能更新時において、都市機能誘導区域内での移転が考えられる場合は、可能な限り小牧駅徒歩圏（半径500m圏）に集約することが望ましい。

【日常生活サービス誘導区域】

- ・小牧市都市計画マスタープランに位置付けられた地域拠点及び名鉄小牧線の各駅周辺を、公共交通の利便性を踏まえ、日常生活に必要となる都市機能を集約する区域として都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）に設定しています。
- ・日常生活サービス誘導区域において定めた誘導施設は以下のとおりです。

●誘導施設(新たに誘導を図るべき施設)

- ・医療機能：医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、内科、外科、小児科を診療科目とする病院
- ・商業機能：平成26年商業統計調査の業態分類における総合スーパー及び食料品スーパーで、店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満程度の店舗
- ・金融機能：銀行法第2条第1項に定める銀行
信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫等
日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
- ・子育て支援機能：保育園、幼稚園等（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園）

保育園、幼稚園等については、身近な生活サービス施設として市内各所に立地することが望ましい一方、20～30歳代のニーズが高い傾向にあり、名鉄小牧線各駅周辺や地域拠点周辺への定住促進及び公共施設再編を後押しすることが期待できることから、誘導施設に設定することとします。なお、市内各所に立地する保育園、幼稚園等の都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）内への移転を図るものではありません。また、整備主体は公共、民間の両方のケースを想定します。

図 都市機能誘導区域

(高次都市機能サービス誘導区域・日常生活サービス誘導区域)

